

事 務 連 絡  
令和2年（2020年）5月19日

各（総合）振興局産業振興部水産課長 様  
各（総合）振興局産業振興部林務課長 様  
各（総合）振興局森林室森林整備課長 様

水産林務部総務課長

#### 新型コロナウイルス感染症に係る工事等の対応について

このことについて、令和2年5月4日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に係る緊急事態措置を実施すべき期間が令和2年5月31日まで延長され、道については引き続き「特定警戒都道府県」に位置付けられているところです。

つきましては、「北海道新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」（令和2年5月14日変更。以下「対処方針」）及び「北海道における緊急事態措置（5月15日更新）」を踏まえ、各（総合）振興局発注工事（業務）についても引き続き、次のとおり適切な対応をお願いします。

なお、別添のとおりフロー図及び質疑応答事例を作成しましたので参考としてください。

#### 記

##### 1 基本的対処方針における事業継続の考え方

公共工事及び河川や道路などの公物管理は、対処方針において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言がされた場合においても、事業の継続が求められている事業に位置付けられていることから、公共工事については対処方針で示された事業の継続性に留意しつつ、受注者からの申し出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこと。

##### 2 工事現場等における感染拡大防止対策の徹底について

工事等を継続又は再開する場合には、受注者等における手洗いや咳エチケットの励行等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者間双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組み、「三つの密」を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動に取組むこと。

なお、作業従事者等に感染が判明した場合には、速やかに受注者等から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図ることや、管轄保健所等の指導に従い適切な措置が講じられるよう指導すること。

○令和2年2月26日付け水林総第1570号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止について」

○令和2年5月14日付け水林総第204号「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について対応について」

### 3 工事及び業務の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者から工期の見直し等の申し出があった場合には、必要に応じ、工期の見直しや請負代金額の変更等、適切な対応を講じるとともに、罹患に伴う影響で、現場の施工を継続することが困難と認められる場合においては、的確に工事の一時中止を指示すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等のため、受注者から一時中止等の意向の申し出があった場合には、当面の間、一時中止の措置を行うとともに、設計図書等の変更、工期の見直しや請負代金額の変更を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症の罹患や、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者が確保できない場合の他、これらにより資機材等の調達ができないなどの事情により現場での施工を継続することが困難となった場合についても、当面の間、受注者の責めに帰すことができないものとして取扱うこと。

○令和2年2月26日付け水林総第1570号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止について」

○令和2年3月2日付け水林総第1590号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止にむけた工事及び業務の一時中止措置等について」

○令和2年3月23日付け水林総第1713号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」

### 4 入札等や契約事務について

入札等は、原則、電子入札によることとし、紙提出による場合や落札業者との契約手続きを行う場合は、郵送によるなど、感染症の拡大防止に努めること。

ヒアリングの実施については可能な限り省略するものとし、実施が真に認められる場合には、可能な限り電話等を活用し、やむを得ず対面での実施が必要となった場合は、最小限の人数での実施、風通しの悪い空間や至近距離で会話する環境での実施を回避、マスクの着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録すること。

○令和2年3月23日付け水林総第1713号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」

○令和2年5月15日付け水林総第213号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務

の対応の延長について」

## 5 工事及び委託業務に係る検査、打合せ等の対応について

検査の実施に当たり、受託者から立会いが困難である旨申し出があった場合は、電話等を活用した遠隔地での検査の実施など、検査手法について受託者と協議を行うこと。（委託業務のみの対応）

なお、水産林務部所管の各（総合）振興局が発注する工事を含め、受託者等立会いの上での検査を実施する場合には、必要最低限の人数での立会いやマスクの着用、検査開始までの車内等での待機など、感染予防対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録すること。

また、工事及び業務の打合せ等についても検査と同様に三つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を回避する必要があることから、電話や電子メール等の活用を検討し、対面での打合せを必要とする場合は、検査と同様に最小限の人数での実施に努め、マスクを着用するなどの感染予防対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録すること。

○令和2年3月3日付け水林総第1608号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び委託業務に係る検査、打合せ等の対応について」

○令和2年4月21日付け事務連絡「「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び委託業務に係る検査打合せ等の対応について」の補足事項について」

## 6 総合評価落札方式の評価項目について

総合評価落札方式におけるCPDの取扱いについては、継続教育に係る講習会等が中止となっている状況を踏まえ、「総合評価落札方式に係る標準評価項目の特例措置について」（令和2年3月9日水産林務部総務課長事務連絡）により適切に対応すること。

## 7 監理技術者等の建設業法上の取扱いの明確化について

監理技術者等の建設業法上の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」（令和2年2月28日付け国土建第482号）に基づき、適切に指導すること。

○令和2年3月3日付け水林総第1600号「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」

## 8 下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について

下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等に留意し、受注者に対し適切に指導すること。

○令和2年3月31日水林総第1760号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」

## 9 感染拡大防止対策に係る設計変更について

受注者等が追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者等による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を確認の上で設計変更を行い、請負代金額の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

○令和2年5月14日付け水林総第204号「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止対策の徹底について」

(管理係)

新型コロナウイルス感染症に係る工事等の対応について(緊急事態措置の対象地域版)

(令和2年5月19日)

(注) 文中にある「工事等」とは、工事または測量・調査・設計等の業務のことをいう。

文中にある「一時中止等」とは、工事等の一時中止や工期または履行期間の延長のことをいう。

文中にある「一時中止措置等」とは、契約書に基づく工事等の一時中止や設計図書の変更のことをいう。

事象	対応	備考
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工事等着手前</p> <div data-bbox="183 495 325 696" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">入札等</div> <div data-bbox="183 757 325 842" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">契約</div>	<div data-bbox="406 461 1310 712" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則電子入札。</li> <li>・ 紙入札の場合は、郵送によるなどとして感染症の拡大防止に努める。</li> <li>・ ヒアリングは可能な限り省略。ヒアリングが真に必要な場合は、以下の対応をとる。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 可能な限り、電話等を活用。</li> <li>2) やむを得ず対面で実施の場合、①最小限の人数②風通しの悪い空間や至近距離での会話の回避③マスク着用を推奨等の感染予防対策を徹底し、出席者全員の氏名を確実に記録する。</li> </ol> </li> </ul> </div> <div data-bbox="406 763 1310 842" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵送によるなどとして、感染症の拡大防止に努める。</li> </ul> </div>	<p>令和2年5月19日 付け事務欄絡 記4</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工事等施工中</p> <div data-bbox="183 994 325 1196" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">既発注工事等 (※)</div>	<div data-bbox="406 931 1310 1211" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道知事からの要請を踏まえつつ、受注者等からの申し出があった場合、今後の対応について協議</li> <li>※「北海道新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」において、河川や道路などの公物管理や公共事業は事業の継続が求められている。少なくとも、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行う。(工事等の継続を受注者の意に反して推奨するものではないので、事情を個別に確認すること)</li> </ul> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <pre> graph TD     A[北海道知事からの要請を踏まえつつ、受注者等からの申し出があった場合、今後の対応について協議] --&gt; B[工事を継続]     A --&gt; C[工事等の一時中止等を希望]     C --&gt; D[受注者等の責めに帰すことができないものとして、一時中止等の措置を行う。]     D --&gt; E["(工事等の再開) ⇔"]     E --&gt; F[契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長等を行う。]     F --&gt; B                     </pre> </div>	<p>令和2年5月19日 付け事務欄絡 記1</p> <p>令和2年5月19日 付け事務欄絡 記2、3</p>
<div data-bbox="183 1883 325 1962" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">打合せ</div>	<div data-bbox="406 1861 1310 2063" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三つの密(①密閉空間②密集場所③密接場面)を回避する必要があることから、電話や電子メール等を活用。(打合せ内容は打合せ簿に取りまとめる)</li> <li>・ やむを得ず、対面で打合せを必要とする場合、①最小限の人数②風通しの悪い空間や至近距離での会話の回避③マスク着用を推奨等の感染予防対策を徹底し、出席者全員の氏名を確実に記録する。</li> </ul> </div>	<p>令和2年5月19日 付け事務欄絡 記5</p>

施工中

- ・ 工事の現場等において、以下のような感染症対策をとる。
  - 1) アルコール消毒液の設置
  - 2) 不特定多数の者が触れる箇所の定期的消毒
  - 3) 手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染症予防対策の励行
  - 4) 作業従事者等の健康管理(発熱等の症状が見られる者の休暇取得等)
- ・ 三つの密(①密閉空間②密集場所③密接場面)を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動を行う。  
そのため、以下のような場面等においては、作業員間で一定の間隔を保つことや作業場所の換気の励行等に努める。
  - 1) 建設現場における朝礼・点呼
  - 2) 現場事務所等における各種打合せ
  - 3) 更衣室等における着替え
  - 4) 詰所等での食事・休憩

- ・ 発注者は、対策の実施状況を適宜確認。

- ・ 感染症対策で追加の費用が必要となった場合、受発注者間で設計変更の協議

- ・ 必要と認められる対策については設計変更を行い、請負代金額の変更や工期または履行期間の延長を行う。  
その場合、以下の事項を確認すること。
  - 1) 対策について、施工計画書又は業務計画書への反映
  - 2) 対策の確実な履行

令和2年5月19日  
付け事務欄  
記2、9

工事等  
施工中

一時中止等を行う必要が生じた場合

- ・ 受注者等から一時中止等の希望を発注者に申し出る。

- ・ 発注者は以下の事情を個別に判断する。
  - 1) 一時中止等を希望する期間
  - 2) 感染症の拡大防止に向けた取組状況
  - 3) 従業員の状況(家族の体調や休校に伴う育児の必要性等含む)
  - 4) 北海道や関係する市町村からの活動自粛要請等
  - 5) 感染症の影響による資機材の調達状況

工事を継続

工事等の一時中止等が必要と認められる。

- ・ 受注者等の責めに帰すことができないものとして、一時中止等の措置を行う。

(工事等の再開)

- ・ 契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長等を行う。

- ・ 発注者は、受注者等の感染症対策の実施状況を適宜確認するなど、感染症対策が適切に実施されるよう取り組む。

- ・ 「三つの密」を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては、極力テレワーク等を実施する。

令和2年5月19日  
付け事務欄  
記2、3

工事等 施工中	<p>工事等の従事者に感染者が出た場合(疑いを含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 速やかに発注者に報告し、所要の連絡体制の構築を図る。</li> <li>・ 保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じる。</li> </ul>	<p>令和2年5月19日 付け事務欄 記2</p>
	<p>主任技術者又は監理技術者等の対応について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況に応じて、前頁の「一時中止等を行う必要が生じた場合」の対応をとる。</li> </ul>	<p>令和2年5月19日 付け事務欄 記3、7</p>
工事等 完了後	<p>検査前</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主任技術者又は監理技術者等の職に就いているものが、新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業のため育児等を行う必要が生じた。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監理技術者等が職務を継続できない場合は、監理技術者等の工期途中で交代が可能。 ※工期及び工事内容に大幅な変更が生じた場合も同様。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保し、その体制について元請の監理技術者等の場合は発注者(下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請)の了解を得ること。</li> </ul> </div> </div>	<p>令和2年5月19日 付け事務欄 記5</p>
	<p>検査時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要最小限の人数で実施。</li> <li>・ 検査開始まで車内等で待機するなど、「三つの密」を回避する措置をとる。</li> <li>・ マスク等を着用し、感染予防対策をとる。</li> <li>・ 受発注者双方の出席者を検査メモ等に記載し確実に記録に残す。(業務のみ)</li> <li>・ 受託者において、感染者の発生が疑われる場合など立ち合いが困難である場合は、遠隔地から電話等を活用することにより、受託者から履行状況や関係資料等について事実の説明を受け、成果品受領の可否が判断できれば、受託者の立ち合いがあったものとみなす。(検査手法について、受発注者間で協議すること)</li> </ul>	<p>令和2年5月19日 付け事務欄 記5</p>

新型コロナウイルス感染症への対応に係る質疑応答

R2.5.19

	区分	想定される質問	対応案	備考
1	共通	未発注の工事・業務は発注見送りとなるか。	「北海道新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」により、公共工事は社会の安定の維持の観点から事業継続を求められているため、予定どおり発注する。	令和2年5月19日付け事務連絡記1
2	共通	会社全体が自宅待機となった場合、入札できないか。	在宅勤務では入札は不可。ただし、Web環境等が整っている場合は電子入札参加が可能。また、紙入札も可能。	
3	共通	落札後、会社全体が自宅待機となった場合、契約できないか。	郵送により契約手続きが可能。	令和2年5月19日付け事務連絡記4
4	共通	会社の一部又は全体が自宅待機等となり、工事及び業務に遅延が生じる又は続行ができない場合。	受注者等の責によらないものとして、一時中止や工期延長など適切に設計変更を行う。	令和2年5月19日付け事務連絡記3
5	共通	現場代理人又は主任技術者、管理技術者等が感染したので交代したい。	現場代理人等の交代は、受注者等の責によらないものとして取扱うので可能。	令和2年5月19日付け事務連絡記3
6	共通	現場代理人又は主任技術者、管理技術者等が感染したので交代したいが、交代や復帰の目処が立たない。	受注者等の責によらないものとして、一時中止や工期延長など適切に設計変更を行う。	令和2年5月19日付け事務連絡記3
7	共通	現在発注済みの工事・業務を一時中止するべきか。	「北海道新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」により、公共工事は社会の安定の維持の観点から事業継続を求められているため、工事・業務は継続する。また、一時中止については令和2年5月19日付け事務連絡3により判断すること。	令和2年5月19日付け事務連絡記1
8	共通	資材が入手困難となった場合、一時中止や工期延長は可能か。	受注者等の責によらないものとして、一時中止や工期延長など適切に設計変更を行う。	令和2年5月19日付け事務連絡記3
9	共通	資材単価が著しく高騰した場合、設計変更による対応は可能か。	契約書の規定に基づき、単品スライドなど必要に応じ請負代金額を変更する。	
10	共通	工事監督員等との協議等は電話等の手段を活用することとして良いか。また、電話等での協議が可能な範囲はどこまでか。	基本的に全ての打合せで問題ない。通常どおり工事施工協議簿等を作成すること。	令和2年5月19日付け事務連絡記5

11	委託業務	在宅ワークの実施時、業務の資料等を自宅に持ち帰って作業を行っても良いか。	共通仕様書のとおり、守秘義務等を遵守し適切に管理することにより問題ない。	
12	共通	工事および業務実施地域において、行動が制限された場合、一時中止等の対象となるか。例) 宿泊場所の休業等により、地域外から来ている作業者が宿泊困難 例) 施工地における地域等からの施工・作業への苦情	道における緊急事態措置及び水産林務部総務課発文書により判断する。宣言を遵守できないと判断される時は、一時中止等について受発注者等で協議願う。なお、地域等の情勢により行動が制限された場合においても対象とする。	令和2年5月19日付け事務連絡記3
13	共通	作業機械を札幌から輸送することは可能か。	可能。輸送中の三つの密を避ける行動を徹底すること。	令和2年5月19日付け事務連絡記1、2
14	共通	札幌市から札幌市外に通勤している関係者がいるが、その現場は一時中止すべきか。	事業継続の観点から、一律の一時中止等は要しない。一方、道における緊急事態措置において、特措法第45条第1項に基づき、札幌市と他の地域との不要不急の往来自粛を要請していることから、不要不急を判断し、必要により一時中止措置等の制度を活用すべく、受発注者等で協議すること。	令和2年5月19日付け事務連絡記1
15	共通	受益者宅に挨拶に行きたいが良いか。	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対策方針」により、接触機会の低減を求められているところ。札幌市内外問わず、挨拶などを行う場合には電話などを活用し、人と人との接触を避ける行動が望ましい。	令和2年5月19日付け事務連絡記2
16	共通	今後の対応について受発注者等々による協議を実施し、一時中止措置等を行わないこととしたが、その後変更することは可能か。	可能。協議時点では判然としないこと等も想定され、情勢の変化により、速やかに再度の協議を行い判断すること。	令和2年5月19日付け事務連絡記3
17	工事	安全訓練等及び災害防止協議会の実施は可能か。	屋外で実施する他、TV会議や大きな会議室で実施するなど、3密を避ける工夫をしながら実施すること。	令和2年5月19日付け事務連絡記2
18	工事	朝の危険予知(KY)活動は可能か。	屋外で実施するなど、三つの密を避け実施すること。	令和2年5月19日付け事務連絡記2
19	委託業務	打合せが電話等となった場合、打合せ経費は減額になるか。	旅行が伴わないので、旅費と交通費は減額し、基準日額のみとなる。	

20	工事	会社全体が自宅待機となった場合、工事検査に立会できない。	受注者に完成等の通知を取り下げさせた上で、工事の一時中止を行う。	令和2年5月19日付け事務連絡 記5
21	委託 業務	会社全体が自宅待機となった場合、検査に立会できない。	遠隔地から電話等を活用し、検査を実施する。	令和2年5月19日付け事務連絡 記5